



特定社会保険労務士 原 敏昭

# 原労務管理事務所便り

連絡先：〒133-0055 東京都江戸川区西篠崎 2-7-3 2  
TEL 03-3679-6713 FAX 03-3679-6719  
E-mail: [harasr@agate.plala.or.jp](mailto:harasr@agate.plala.or.jp)  
URL: <http://www.harasr.com/>



## 「年金受給開始年齢の引上げ」「定年延長」…自民党提言案の概要

◆年金の受給開始が 70 歳以降でも可能に？

自民党は政府に対する提言をまとめ、公的年金を、70 歳を過ぎても受け取れるような選択が可能な制度を導入することを盛り込むことがわかりました。

現在の受給開始年齢は原則 65 歳ですが、60 歳から 70 歳までの間で受給開始時期を選ぶことができ、繰り上げれば減額、繰り下げれば増額となる仕組みとなっています。

今回の提言では、希望すれば 70 歳を過ぎてからの受給開始が可能になり、そのぶん年金額が増額になる制度を導入し、高齢者が働く環境の整備や年金財政の安定を目指すとしています。

◆65 歳までは「完全現役世代」

また、上記の提言では、2025 年度までに公務員の定年年齢を 65 歳までに延ばすことを求め、65 歳までを「完全現役世代」、70 歳までを「ほぼ現役世代」とし

て働ける社会を推進するとしています。

60 歳の定年後に再雇用される仕組みではなく、新たな職域としてそれまでの経験や知識を活かした仕事や社会活動などを求めるとしています。

これらの提言は、政府が今年 6 月頃に決定する予定の「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針）などに反映される予定です。

◆「高齢者」の定義が変わる？

日本老年学会などは今年 1 月、現在 65 歳以上と定められている「高齢者」の定義を 75 歳以上に引き上げ、前期高齢者とされている 65～74 歳は「准高齢者」と区分すべきとする提言と発表しました。これは、同学会が 10 年前に比べ現在の 65 歳以上の人の知的・身体能力は 5～10 歳は若返っていると判断したことによるものです。

近い将来、65 歳を過ぎても現役で働く「准高齢者」が増えることで、彼らが社会保障を「支える側」に回り、活躍する日も近いかもしれません。

## 残業規制の抜け穴!? 自主的な「休日出勤」にご用心

◆依然注目される「時間外労働の上限規制」

働き方改革の一環として、「時間外労働の上限規制」が大きな注目を集めています。

現行法は、「特別条項付き三六協定」を労使間で締結することにより、繁忙期に上限の無い残業をさせることも事実上は可能です。これが今後の法改正で、「たとえ労使協定を締結していても、労働時間は年間で 720 時間を上回るできない」とこととなる見通しです。

◆絶対に避けたい「長時間労働による摘発」

違反企業には当然、罰則が課されますし、公共事業に入札できなくなるといった影響もあります（厚生労働省は、違法な長時間労働が認められた企業名を各自治体などに向け積極的に公表しています）。

また、ひとたび労基署の調査などを受け、“ブラック企業”としてネット等を通じ拡散するような事態になれば採用活動などにも大きく響く時代ですので、企業として

は何としても避けたいところです。

◆残業規制の抜け穴である「休日出勤」

一方で、時間外労働の上限 720 時間には「抜け穴」が存在する、とも指摘されています。

その 1 つとして、「休日に働く時間」はこの時間が含まれていないことがあります。詳細はまだ決まっていますが、休日労働の抑制は企業の努力義務となりそうです。

今後は、就業時間内に業務を終えることができなかった従業員が、自主的に休日出勤する、ということも増えるかもしれません。

◆自主的な休日出勤をさせない取組みを

会社が命じていない休日出勤により、様々な問題が起こり得ます。

休日の時間外労働には 3 割 5 分の割増賃金が発生しますし、この従業員が法律上定められた休日（1 週間に 1 日、もしくは 4 週間を通じ 4 日以上）を取らないようなことがあれば、これも法律違反です。労災が発生するリスクもあります。

トラブル発生時に、いくら企業側が「従業員が勝手に休日出勤した」と主張したところで、会社が休日出勤を黙認

していたと労働基準監督署にみなされれば、処罰は免れません。

このような従業員が増えないよう、今後企業は労務管理に一層気を付けねばなりません。それでもなお、上司の指揮命令を無視して休日出勤を繰り返すような従業員には、人事考課などで厳しく対応しましょう。

## 高齢従業員ドライバーがいる会社は要注意！ 知っておきたい「道路交通法」の改正内容

◆3 月から施行

今年 3 月より改正道路交通法が施行され、高齢運転者の交通安全対策が強化されました。

加齢による認知機能の低下に着目した「臨時認知機能検査制度」や「臨時高齢者講習制度」の新設、その他制度の見直し等が行われています。

これまで以上に免許の取消しや停止につながる可能性が大きくなる改正と言え、業務で運転をする高齢従業員や通勤で車を利用している高齢従業員がいる場合には、会社としても押さえておきたい内容であると思われま

◆高齢運転者（70 歳以上）の運転免許更新手続きの改正

免許更新期間が満了する日における年齢が 75 歳未満の方は、高齢者講習の合理化が図られ、これまでの 3 時間の講習が 2 時間となりました。

一方、75 歳以上の方に行われる認知機能検査の結果に基づいて、「認知機能が低下しているおそれがある方」

「認知症のおそれがある方」は、より高度化または合理化が図られた講習が実施されることになりました。

◆各種制度の新設

75 歳以上の運転免許を持っている方が「認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為」をした場合、臨時に認知機能検査を受けることとなりました。信号無視や横断歩道等における横断歩行者等妨害、徐行場所違反など 18 の違反行為が対象となります。

検査の結果、「認知機能が低下しているおそれがある」と判定されると、臨時高齢者講習（実車指導 60 分＋個別指導 60 分）を受けることとなります。

臨時認知症機能検査や臨時高齢者講習を受けないと、運転免許の取消しまたは停止となってしまいます。